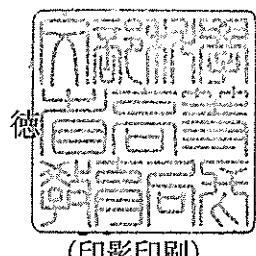
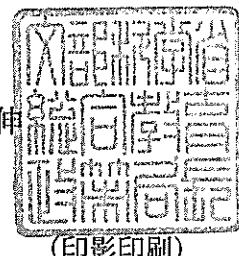


元文科教第1067号
令和2年3月27日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
専門学校及び附属高等学校（中等教育学校後期課程を含む）
を 置 く 各 国 公 立 大 学 法 人 理 事 長 殿
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の
認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 团 体 の 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 劳 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省総合教育政策局長
浅 田 和 伸



文部科学省高等教育局長
伯 井 美 徳

専門学校における生徒の適切な募集活動の徹底等について（通知）

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）が令和2年4月1日から施行され、同法に基づき、高等教育の修学支援新制度（以下「修学支援新制度」という。）が開始されます。

修学支援新制度では、一定の要件を満たすことの確認を受けた大学等を対象機関とすることとしています。

しかし、この度、同法に基づく確認を受けていない専門学校（以下「非対象機関」という。）であるにもかかわらず、当該校のホームページにおいて確認を受けた専門学校であるとの誤解を招きかねない記載があり、当該校を対象機関であると信じた入学希望者が、結果として当該校への入学を断念する事案がありました。

このような誤解を招きかねない内容をホームページに掲載することは不適切であり、誠に遺憾であります。

については、本通知の内容について、各都道府県知事におかれでは所轄の専門学校に

対して、各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の専門学校に対して、国立大学法人理事長におかれてはその設置する専門学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、周知徹底されるようお願いします。

また、下記3. の内容については、各都道府県知事におかれては所轄の高等学校等（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）に、各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の高等学校等及びその設置者並びに域内の市区町村教育委員会に、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の高等学校等に、各國公立大学法人理事長におかれては、その管下の高等学校等に、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所管する高等学校等に対して、周知されるようお願いします。

記

1. 誤解を招きかねない情報発信の是正

修学支援新制度における確認を受けた専門学校であるか否かについて、誤解を招きかねない情報の発信を厳に慎むこと。

また、非対象機関において、入学希望者等から自校が対象機関であるか照会を受けた場合や、独立行政法人日本学生支援機構が入学希望者に発行する奨学生採用候補者決定通知（修学支援新制度の支援対象者としての要件を満たすことを証するもの）の写しの提出を受けた場合等においては、非対象機関である旨を速やかに当該者へ伝えること。

2. 進学先の変更を希望する生徒に対する配慮

別の専門学校への入学を希望していたが、当該校が修学支援新制度の非対象機関であることが判明し入学を断念した生徒から、対象機関に対して入学の相談があつた場合には、当該対象機関においては、追加試験の実施や入学手続き期間の延長等、受け入れに当たって柔軟な対応をお願いしたいこと。

3. 文部科学省ホームページの積極的な活用

既に文部科学省ホームページにおいて全国の対象機関一覧を掲載しているところですが、スマートフォンからでも簡易に対象機関を検索することができるようになつたので、各専門学校においては入学希望者等に対し、入学説明会等において同ホームページを紹介するようお願いしたいこと。

また、高等学校等においては、進路指導に際し、専門学校への進学を希望する生徒や保護者に対して同ホームページを確認するよう周知をお願いしたいこと。

文部科学省ホームページ

- ・高等教育の修学支援新制度の対象機関

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm

(注) 公表情報は更新される場合があります。

(本件問合せ先)

文部科学省 総合教育政策局

生涯学習推進課 専修学校教育振興室

電話 : 03-5253-4111 (代表) (内線 3280、3958)

e-mail : koto-syugaku-chihou@mext.go.jp

※お問合せは、メールにてお願いします。

【対象機関一覧・新制度全般に関する内容】

文部科学省 高等教育局

学生・留学生課 高等教育修学支援室

電話 : 03-5253-4111 (代表) (内線 3505、3956)

e-mail : koto-syugaku-chihou@mext.go.jp

※お問合せは、メールにてお願いします。